

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及び」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）特別養護老人ホームに」に改め、「同じ。）を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に改め、「（第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条第7項及び第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

と。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第45条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1
号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月
31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)の一部改正に伴い、特別養護老人ホームに係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。